３．自動車損害賠償責任保険普通保険約款第１３条第２項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に１０円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して１０円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ　保険期間１３か月までの契約

返還保険料＝（１２か月契約の純保険料率
＋１２か月契約の社費中損害調査費相当部分
＋１２か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分）
× 未経過月数 / １２か月

（注）未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数を生じた場合は、その端数を１か月に切り上げる。以下同じ。

ロ　保険期間１３か月を超え２５か月までの契約

(ｲ) 未経過期間１３か月以上で解約する場合

返還保険料＝２４か月契約の１年を超える部分の純保険料率
＋２４か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
＋（１２か月契約の純保険料率＋１２か月契約の社費中損害調査費相当部分）
× 未経過月数－１２か月 / １２か月
＋２４か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分
× 未経過月数 / ２４か月

(ﾛ) 未経過期間１２か月以下で解約する場合

返還保険料＝（２４か月契約の１年を超える部分の純保険料率
＋２４か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）
× 未経過月数 / １２か月
＋２４か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分
× 未経過月数 / ２４か月

ハ　保険期間２５か月を超え３７か月までの契約

(ｲ) 未経過期間２５か月以上で解約する場合

返還保険料＝３６か月契約の１年を超える部分の純保険料率
＋３６か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
＋（１２か月契約の純保険料率＋１２か月契約の社費中損害調査費相当部分）
× 未経過月数－２４か月 / １２か月
＋３６か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分
× 未経過月数 / ３６か月

(ﾛ) 未経過期間１３か月以上２４か月以下で解約する場合

返還保険料＝３６か月契約の２年を超える部分の純保険料率
＋３６か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
＋（３６か月契約の１年超２年以内の純保険料率＋３６か月契約の１年超２年以内の社費中損害調査費相当部分）
× 未経過月数－１２か月 / １２か月
＋３６か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分
× 未経過月数 / ３６か月

(ﾊ) 未経過期間１２か月以下で解約する場合

返還保険料＝（３６か月契約の２年を超える部分の純保険料率
＋３６か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）
× 未経過月数 / １２か月
＋３６か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分
× 未経過月数 / ３６か月